二一	削除			
［二二～三九　略］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後				改正前			
［一・二　略］				［一・二　同上］			
［削る］				三　電力供給業務用伝搬障害防止区域			
				一			
				(一)　東京都江東区新砂三―六―一三（一三二・五〇）	東京都　江東区　新砂三丁目	五〇	〇・〇〇 一・三七
					東京都　江東区　夢の島	五〇	一・六九 二・二二
				(二)　東京都品川区八潮一―二―二（九六・〇〇）	東京都　江東区　辰巳一丁目、辰巳二丁目、東雲二丁目、有明二丁目	五〇	二・五九 四・七〇
					東京都　江東区　青海一丁目　品川区　東八潮	五〇	六・四八 八・〇五
					東京都　品川区　八潮一丁目	五〇	九・〇〇 九・二五
				二　削除			
				三　削除			